

許可番号第04714035624号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県福岡市博多区奈良屋町14番3号
氏名 株式会社西興 代表取締役 田原 直幸
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 5年(2023年) 5月23日
許可の有効年月日 令和 9年(2027年) 4月11日

1. 事業の範囲

種類	取扱	石綿	水銀	種類	取扱	石綿	水銀
燃え殻	○	—	—	動物系固形不要物	—	—	—
汚泥	○	○	○	ゴムくず	○	—	—
廃油	○	—	—	金属くず	○	—	—
廃酸	○	—	—	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
廃アルカリ	○	—	—	鋳さい	○	—	—
廃プラスチック類	○	○	—	がれき類	○	○	—
紙くず	○	○	—	動物のふん尿	—	—	—
木くず	○	○	—	動物の死体	—	—	—
繊維くず	○	○	—	ばいじん	○	—	○
動植物性残さ	○	—	—	産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)	○	—	—

これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含む。

「取扱」欄の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

「石綿」欄の「○」は石綿含有産業廃棄物が含まれること、「—」は石綿含有産業廃棄物が含まれないことを示す。

「水銀」欄の「○」は水銀含有ばいじん等が含まれること、「—」は水銀含有ばいじん等が含まれないことを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
積替え保管は裏面一覧のとおり

3. 許可の条件

- (1) 石綿含有産業廃棄物を運搬する際に袋詰め等の飛散防止策を講ずること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物の破断及び他の廃棄物との混合を行わないこと。ただし、積込みのためやむを得ず破断する場合は湿潤化の上、必要最小限の範囲で行うこと。
- (3) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況
裏面のとおり

5. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

令和2年4月12日付産業廃棄物収集運搬業許可証(許可番号第04704035624号)

備考。「優良」の表示は産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者と認められたことを示すものです。

事務所の所在地：福岡県福岡市博多区奈良屋町14番3号

事業場の所在地：福岡県太宰府市大字北谷字山ノ下1074番1、1074番2

沖縄県浦添市前田三丁目1599番1、1651番1、1653番2

沖縄県宜野湾市大山七丁目1350番27

積替え保管の所在地：沖縄県宜野湾市大山七丁目1350番27

産業廃棄物の種類	保管面積	積み上げる高さ	保管容量	保管方法
① 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード含む）、がれき類、ゴムくず、金属くず、廃油（タールピッチ類に限る）	252.8㎡以下	3.5m以下	530.13㎡以下	建屋内にて保管（バラ）
② 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード含む）、がれき類、ゴムくず、金属くず、廃油（タールピッチ類に限る）	16㎡以下	3m以下	48㎡以下	建屋内にて保管（フレコン）
木くず	6.9㎡以下	1.2m以下	8㎡以下	建屋内にて保管（コンテナ）
紙くず	6.9㎡以下	1.2m以下	8㎡以下	建屋内にて保管（コンテナ）
金属くず	23.5㎡以下	2.5m以下	29.38㎡以下	屋外の擁壁囲いにて保管（状況に応じネットを使用し飛散を防止する）
①②の石綿含有産業廃棄物	17.28㎡以下	4m以下	69.12㎡以下	建屋内にて保管（フレコン）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード含む）	17.64㎡以下	4m以下	70.56㎡以下	建屋内にて保管（フレコン）

許可の更新又は変更の状況

平成22年4月12日 新規許可

令和2年4月12日 更新許可

令和3年9月21日 変更届出（汚泥における石綿含有産業廃棄物の取扱いの明確化）

令和3年12月22日 変更届出（事業場の所在地の変更）

令和5年5月23日 変更許可（積替え保管施設の追加）